

報道発表資料

令和 6年12月 1日
消防本部 総務課

消防組合職員の懲戒処分について

1 件目

(1) 被処分者及び処分内容

所 属	職 名	年 齢	処分内容
消防署支署	消防司令（管理職）	50代	減給 10分の1 2ヶ月

(2) 事案の概要

令和6年6月、組合のハラスメント講習に伴い行ったアンケート調査により、ハラスメントを確認したため、北留萌消防組合ハラスメント処理委員会を設置し調査を実施したところ、平成30年ごろから令和4年にかけて2名の部下職員に対し、行き過ぎた指導による暴力を伴うパワーハラスメント行為を事実認定しました。

内容については、指導時に威圧的な発言や蹴る行為があり、部下職員に精神的・身体的な苦痛を与え、就業環境を悪化させたものです。

(3) 処分の根拠

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

(4) 管理監督者に対する措置

所 属	職 名	年 齢	処分内容
消防本部	消防監（消防長）	50代	訓告 （厳重注意）
消防本部	消防司令長（総務課長）	50代	訓告 （厳重注意）

2件目

(1) 被処分者及び処分内容

所 属	職 名	年 齢	処分内容
消防署	消防司令（管理職）	50代	減給 10 分の 1 2 ヶ月

(2) 事案の概要

複数年に渡り、就業時間内に度々スマートフォンや業務用パソコンを使用し、ゲームや業務外使用を行っていたもので、通告による内部調査で事実認定しました。

内容については、職務に専念する義務を怠った行為で就業環境を悪化させたものです。

(3) 処分の根拠

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号
地方公務員法第 35 条

(4) 管理監督者に対する措置

所 属	職 名	年 齢	処分内容
消防本部	消防監（消防長）	50代	訓告 （厳重注意）
消防本部	消防司令長（総務課長）	50代	訓告 （厳重注意）
消防署	消防司令長（消防署長）	40代	訓告 （厳重注意）

【消防長コメント】

2 件の不祥事について、公務員として率先して法令等を遵守すべき職員、さらには指導する立場である職員が不適切な行為を行い、住民の信頼を損なう事態となったことに対し、心よりお詫びを申し上げます。

日頃より、綱紀粛正及び服務規律の遵守について、周知徹底を図ってきた中で、この事案発生に責任を痛感しております。

今後は再発防止に努めるとともに、信頼回復に向けて職員一同、職務に専念してまいります。

消防長 八谷久幸